

令和6年死亡災害発生状況(令和6年10月31日現在)

No.	発生日	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	災害の概要	原因	対策
1	2/24	はさまれ・巻き込まれ	食品加工用機械	食料品製造業	女	61	食品製造ラインの機械の出口部分とベルトコンベヤーの間に、加工品が落下したため、その加工品を取り除こうと被災者が機械の出口部分に腕を伸ばしたところ、機械が稼働して腕から上半身を巻き込まれた。	機械の運転を停止せずに手を入れたこと。 機械の安全カバーを外したまま運転していたこと。	変更のない設備や作業方法についてもリスクアセスメント等（以下、RAという。）を実施すること。 機械の安全カバーには、インターロック機能を持たせること。
2	2/25	激突され	その他の乗物	港湾海岸工事業	男	66	浮きクレーンを係留するため、スパッド（海底に突き刺して船を固定するための杭）を当該クレーンで吊り上げ、スパッドの固定用ピンを引き抜こうとしたところ、当該固定用ピンが被災者に激突した。	ピンの跳ね上がり幅を抑制する措置を講じていなかったこと。 当該作業にかかる作業手順を定めておらず、教育が行われていなかったこと。	スパッド固定ピンの跳ね上がり幅を抑制する措置を講じること。 作業手順を定めた上で安全教育を実施し、同手順を徹底させること。
3	5/26	高温・低温の物との接触	化学設備	機械器具設置工事業	男	61	化学プラントの配管継手を開放してガスケットを交換する作業中、供給側配管の開口からプラントの昇温に使用していた200℃の軽油が噴出したことにより、周囲で作業していた6名が負傷し、内1名が火傷により死亡した。	（調査中） 配管内に軽油が残存した状態で作業を行わせたこと。	（調査中）
4	6/22	はさまれ・巻き込まれ	ローダー	窯業土石製品製造業	男	66	勾配のある傾斜面において、被災者がショベルローダーを用いて粉体をホッパーに投入する作業を行っていたところ、被災者が運転席から離席又は落下し、その際にショベルローダーのサイドブレーキが引かれておらず、走行モードが前進から中立へ自動で切り替わったために、ショベルローダーが傾斜面を滑り落ち、被災者が轢かれた。	新しい機械を導入する際、RAを実施していなかったこと。 機械の逸走防止措置が取られていなかったこと。 機械の運転時にシートベルトを使用させていなかったこと。	新しい機械を導入する際には、RAを実施すること。 新しい機械を使用する際には、取扱説明書をもとに変更点や新機能の説明を十分に行うこと。 運転時にシートベルトを着用するよう指導すること。
5	7/29	崩壊・倒壊	その他の装置・設備	窯業土石製品製造業	男	56	集じん機の不具合解消のため、集じん機内において付着した粉体のかき落とし作業を行っていたところ、大量の粉体が崩れ落ち、3人の労働者が粉体に埋もれ、内1人が死亡、2人が火傷を負ったもの。 粉体は表面が50℃、内部が80℃程度であった。 また、被災者の救助活動中に別の労働者1人が火傷を負った。	（調査中） 集じん機上部に粉体が残存した状態で、集じん機内の作業を行わせたこと。	（調査中）
6	9/13	爆発	引火性の物	機械器具設置工事業	男	53	食用油タンクの床板改修工事において、被災者が床板となる鋼板を溶接しようとしたところ、タンク内で爆発が発生し、その衝撃により死亡したものの。 溶接作業の直前、危険物（引火性のもの）を含む洗浄剤を用いて、溶接に至るまでの過程で表面に食用油が付着した鋼板を洗浄していた。	（調査中） 換気が不十分であったこと。	（調査中）
7	9/19	高温・低温の物との接触	乾燥設備	クリーニング業	男	40	乾燥機で乾燥させたリネン類を乾燥機外に取り出す作業をしていた被災者が、乾燥機の取出口前で火傷した状態で発見された。 乾燥機は自動運転で扉が閉まり、運転する設定になっていた。	（調査中） 乾燥機内で労働者が作業している状態であるのに自動で扉が閉まり、乾燥機の運転が開始されたこと。	（調査中）